

雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

令和3年3月1日以降の失業認定について、ハローワークが指定した日（失業認定日）にご来所ください。

また、令和3年3月1日以降に認定期間がある方は、失業認定日当日から次回失業認定日前日の間に求職活動実績が**2回以上**必要となります。具体的な求職活動の内容はしおりの14ページに記載されていますので、ご確認ください。**求職活動実績が足りない場合は不認定となり、基本手当が支給されません**ので、ご注意ください。また以下に記載されているものは求職活動実績に該当しません。

- ① ハローワーク、新聞広告、インターネット等での単なる求人情報の閲覧
- ② 知人への単なる紹介依頼
- ③ インターネット等による民間職業紹介事業者や労働者派遣事業者への単なる登録

なお、例外として、高齢（概ね60歳以上）であること、基礎疾患を有すること及び妊娠中であることを理由に、新型コロナウイルス感染予防等の観点から来所を控える方についてのみ、郵送による認定を可能としますので、失業認定日までに管轄のハローワークへご相談ください。ただし、郵送による認定の場合、失業認定日に来所した場合と比べ、支給が2週間程度遅れることがありますのでご注意ください。

お問い合わせ先
河内長野公共職業安定所雇用保険課
TEL：0721-53-3081
部門コード：11#



大阪労働局・ハローワーク河内長野